

住居確保給付金のしおり 【簡略版】

離職等又はやむを得ない休業等によって
住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

五島市

住居確保給付金とは

離職等又はやむを得ない休業等により住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

【支給額】：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

世帯人数	上限額
1人	32,000円
2人	38,000円
3人～5人	42,000円
6人	45,000円
7人以上	50,000円

【支給期間】：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

【支給方法】：大家等へ代理納付

支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失のおそれがある

② (1)申請日において、離職、廃業等の日から2年以内である

※疾病、負傷、育児等により求職活動ができなかった場合等例外有

又は

(2)やむを得ない休業等で収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある

③ 離職等の日において、主たる生計維持者であった

④ 申請日の属する月の、世帯全員の収入の合計額が次の表の収入基準額未満である

世帯人数	収入基準額		
	基準額	+	申請者の居住する 家賃額
1人	78,000円		
2人	115,000円		
3人	140,000円		
4人	175,000円		

※5人以上の世帯はお問い合わせください。

⑤ 申請日において、世帯全員の預貯金の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

⑥ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う

※ただし、②(2)に該当する者は自立に向けた活動を求職活動に代えることができる場合有

⑦ 自治体等が実施する類似の給付等を、世帯全員が受けていない

⑧ 世帯全員いずれもが暴力団員でない

必要書類

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請時確認書
- ③ 本人確認書類（次のいずれかのコピー）
運転免許証、マイナンバーカード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票
※顔写真付きの証明書がない場合は2つ
- ④ 離職等又はやむを得ない休業等関係書類
【離職・廃業の場合】
(1)離職等後2年以内の方であることが確認できる書類の写し
(離職票、雇用保険受給資格者証、給与振込が途絶えている通帳の写しなど、
離職者であることが確認できる何らかの書類)
(1)の提出が困難な場合は、「離職状況等に関する申立書」
【減収の場合】
(2)やむを得ない休業等で収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の
場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
(雇用主からの休業を命じる文書、シフトが減少したことがわかる文書等)
(2)の提出が困難な場合は、「就業機会の減少に関する申立書」
- ⑤ 収入関係書類
世帯全員分の収入が確認できる書類の写し
(給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格証明書、
年金手帳、その他各種福祉手帳)
- ⑥ 預貯金関係書類
世帯全員分の金融機関の通帳等の写し
- ⑦ ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し※
- ⑧ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票※
※求職活動を行う申請者のみ

◆住居を喪失している方◆

- ⑨-1 入居予定住宅に関する状況通知書

◆住居を喪失するおそれのある方◆

- ⑨-2 入居住宅に関する状況通知書

- ⑩ 賃貸借契約書の写し

※その他必要な書類を追加で提出していただく場合があります。

申請から決定まで

住居を喪失している方の場合

- (1) 必要書類を五島市社会福祉協議会に提出します。
- (2) 入居可能な賃貸住宅を確保してください。
※家賃が支給上限額以下の住宅に限ります。
- (3) 支給対象者に決定されたら賃貸借契約を交わしてください。
- (4) 追加書類の提出により支給が決定されます。

住居を喪失するおそれのある方の場合

- (1) 必要書類を五島市社会福祉協議会に提出します。
- (2) 支給対象と判断されると支給が決定されます。

受給中の義務

支給期間中は、下記活動等を行ってください。

公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

- (1) 公共職業安定所の職業相談を受ける
毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けてください。
- (2) 五島市社会福祉協議会の支援員等による支援を受ける
毎月4回以上、五島市社会福祉協議会の支援員等による面接等の支援を受けてください。
- (3) 求人先への応募又は面接を受ける
原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けてください。

自立に向けた活動を行う申請者

- (1) 経営相談先の経営相談を受ける
原則月1回以上、経営先の経営相談を受けてください。
- (2) 五島市社会福祉協議会の支援員等による支援を受ける
毎月4回以上、五島市社会福祉協議会の支援員等による面接等の支援を受けてください。
- (3) 計画に基づく活動を行う
経営相談先の助言等のもと、毎月1回以上、計画に基づく活動を行ってください。
- (4) 公共職業安定所等での求職活動を行う
経営相談先から助言を受けた場合は、求職活動を行ってください。

その他

- ◆常用就職等や収入が増加した場合は書類の提出が必要です。
- ◆要件を満たせば延長・再延長が可能です。

お問い合わせ先
社会福祉法人五島市社会福祉協議会
TEL : 78-0780(直通)
FAX : 74-5666